

## 宮城県地域医療構想策定懇話会開催要綱

## (目的)

第1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定等に向けて、当該構想案等に対する学識経験者、関係団体及び医療関係者からの意見聴取を行うため、宮城県地域医療構想策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

## (構成等)

第2 懇話会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

2 構成員の人数は、30人以内とする。

## (座長及び副座長)

第3 懇話会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

## (会議等)

第4 懇話会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

## (庶務)

第5 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部医療整備課において処理する。

## (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に懇話会の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。